

## 令和6年度米国東海岸訪問に係る現地バス手配業務委託仕様書

### 1 業務名称

令和6年度米国東海岸訪問に係る現地バス手配業務委託

### 2 目的

令和7年1月に米国ニューヨークで開催される物産展及び旅行博出展にあわせて、県職員等が現地へ赴き、県産品の輸出促進及び岩手県へのインバウンド誘客促進を目的として、現地の食品及び流通、観光関連事業者等を対象に、岩手県産品及び観光のプロモーションを実施する。

### 3 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）

### 4 業務内容等

(1) 日程 令和7年1月24日（金）から1月29日（水）

※ 詳細の行程表（予定）は別紙のとおり。

(2) 訪問団の構成

県職員等 20名程度（若干の増減が見込まれる可能性あり）

(3) 業務内容

ア 米国現地移動用借り上げバス（大型バス）の手配に関すること（運転手、バスガイド（日本語可）含む。）

月日	運行地域
1月24日（金） 【夕方】	【米国ニューヨーク市】 ジョン・F・ケネディ国際空港→市内ホテル
1月25日（土） 【終日】	【米国ニューヨーク市】 市内ホテル→ニューヨーク市内→市内ホテル
1月26日（日） 【終日】	【米国ニューヨーク市及びニュージャージー州】 市内ホテル→ニューヨーク市内→ニュージャージー州→ ニューヨーク市内→市内ホテル
1月27日（月） 【終日】	【米国ニューヨーク市】 市内ホテル→ニューヨーク市内→市内ホテル
1月28日（火） 【終日】	【米国ニューヨーク市→ペンシルベニア州フィラデルフ ィア市→ワシントンD.C】 ニューヨーク市内ホテル→ペンシルベニア州フィラデル

	フィア市内→ワシントンD.C→ワシントンD.C内ホテル
1月29日(水) 【午前】	【米国ワシントンD.C】 ワシントンD.C内ホテル→ワシントン・ダレス国際空港 (空港着後はカナダ渡航班、日本帰国班に分かれて移動)

※ 手配する車両はバス1台とすること。

※ バスは、20名程度が補助席なしで十分に余裕を持って乗車できる車両とし、また、スーツケース20個程度の積込みを想定すること。

イ 添乗員の同行（全行程）

日本出国（1月24日（金））から米国出国手続（1月29日（水））までの全行程に添乗員1名が同行し、下記事項に対応すること。

① 出入国手続きの補助（日本出国、米国出入国）

② 行程管理（不測の事態が発生した場合のスケジュール変更に伴う諸手配等）

※ 担当職員と予め協議すること。

③ 安全管理

④ その他業務遂行にあたり必要と認めるもの

ウ 食事手配に関する事

月日	内容（予定）	人員
1月25日（土）	・ 昼食（米国ニューヨーク）	約20名
1月26日（日）	・ 昼食（米国ニューヨーク或いはニュージャージー州内） ・ 夕食（米国ニューヨーク或いはニュージャージー州内）	約20名
1月27日（月）	・ 昼食（米国ニューヨーク） ・ 夕食（米国ニューヨーク）	約20名
1月28日（火）	・ 昼食（米国フィラデルフィア）	約20名

※ 食事代は個人精算となることから、委託業務費には含めないこと。（単価目安あり）また、手配を要する人員は変動する可能性があるもの。

エ 入場、ガイド等の手配に関する事

視察先施設等の入場手続き、現地ガイド等の手配を行うこと。（視察先は別途相談）

オ 諸雑費の支出に関する事

① 視察先施設等の入場料金（必要に応じて）

② その他業務遂行にあたり必要と認めるもの

カ その他

上記ア～オについては、予約及び支払業務を行うこと。

(4) 報告書の作成

業務の内容を取りまとめた報告書データ（A4・様式任意）を作成し、令和7年2月28日（金）までに県に提出すること。また、現地で撮影した写真データもあわせて提出すること。

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して予め文書で協議しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務の処理又は事業を遂行するための個人情報の取扱いについては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ア 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15 年法律第57 号。以下「法」という。）第66 条第2 項において準用する同条第1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- イ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。
- ウ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- エ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。